

湧別町学生寮（兼）宿泊施設管理運営業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

湧別町では全国募集によって湧別高等学校に進学した道外生などの通学が困難な生徒の住環境の確保及びまちなかにおける賑わい創出を目的として、湧別町学生寮（兼）宿泊施設（以下、「宿泊交流施設」）の整備を進めているところであり、本要領は、宿泊交流施設が高校寮生及び寮生以外の宿泊者がより安心して健康的に過ごすことができる宿泊交流施設の管理運営を目指すため、湧別町とともに意欲的に取り組むことのできる最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名            湧別町学生寮（兼）宿泊施設管理運営業務委託
- (2) 業務内容        湧別町学生寮（兼）宿泊施設管理運営業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間        令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 提案限度額

119,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とし、これを超える金額での提案は認められないものとする。

※上限額を超える提案は失格とする。なお、契約時の予定価格とはしない。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本事項

- ア 湧別町財務規則第130条に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 本業務委託の公告の日から選定結果の通知の日までの期間に、入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
  - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
  - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- エ 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 個別事項

ア 当該業務と同種又は類似の業務について、業務実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告日から 5 年以内に業務を完了したものに限る。

イ 本業務を円滑に遂行するために必要な社内等体制を有し、関係者等との連絡・調整・調査等を円滑に行い、現地での打ち合わせに常時参加できるよう本業務受託期間中において、本町に駐在する社員を配置できる者であること。

ウ 個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

5. 選考スケジュール

| 実施内容              | 期日等                                  |
|-------------------|--------------------------------------|
| ① 実施要領等の公表及び配布期間  | 令和 7 年 1 1 月 4 日（火）～1 1 月 1 8 日（火）   |
| ② 参加表明書提出期限       | 令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火）                |
| ③ 参加資格審査結果通知      | 令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）                |
| ④ 質問受付期間          | 令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）～1 1 月 2 6 日（水） |
| ⑤ 町からの質問回答期限      | 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）                |
| ⑥ 企画提案書の提出期限      | 令和 7 年 1 2 月 3 日（水）                  |
| ⑦ 選考委員会（プレゼン）（予定） | 令和 7 年 1 2 月 9 日（火） 予定               |
| ⑧ 選考結果の通知         | 令和 7 年 1 2 月中旬 予定                    |

6. 実施要領等の配布

湧別町ホームページにおいて公表・配布します。

7. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 1 1 月 4 日（火）～令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火） ※土曜日、日曜日を除く

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

(3) 受付場所

〒099-6592 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 318 番地

湧別町役場企画財政課未来づくりグループ（担当：渡辺、福本）

(4) 受付方法

以下の書類を 1 部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 法人概要等・事業経歴書（様式第 2 号）

8. 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）に、各応募者へ参加資格審査結果通知書（様

式第3号)にて郵送及び電子メールにより通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて企画提案書の提出方法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

## 9. 質問の受付について

### (1) 受付期間

令和7年11月20日(木)～令和7年11月26日(火)

### (2) 質問方法

所定の質問書(様式第4号)に必要事項を記入の上、下記まで電子メールで提出すること。

[送付先] 湧別町役場企画財政課未来づくりグループ

[電子メール] kikaku@town.yubetsu.lg.jp

### (3) 回答

すべての質問及び回答は、令和7年11月28日(金)までに、当町ホームページ上において質問内容とともに掲載する。

## 10. 参加者が一社又は参加表明者がいない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一社となった場合、当該一社でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

## 11. 企画提案書等の提出

### (1) 募集期間

令和7年12月3日(水)まで

### (2) 提出物

企画提案書等提出届(様式第5号)

企画提案書(様式第6号)

業務実施体制(様式第7号)

参考見積書(任意様式)

別紙第5号様式から第7号様式まで(以下「提案書等」)を電子又は紙媒体で提出すること。

### (3) 提案事項

仕様書の「I. 共通 3. 業務委託範囲及び基本的な考え方」を踏まえ、高校生の寮生が安心して健康的に落ち着いた寮生活を送ることができ、寮生以外の宿泊者も快適に過ごすことができる提案内容とすること。また、この提案に当たっては、本要項の「12. (3) 評価項目及び評価基準」に十分留意すること。

### (4) 提出方法

電子メール又は郵送、持参による。電子メール又は郵送による場合は、送達されたことを電話にて確認すること。

### (5) 提出部数

郵送又は持参の場合は6部(添付書類がある場合は併せて6部)用意すること。

### (6) 提出期限

令和7年12月3日（水）午後5時15分必着

(7) 提出先

湧別町役場企画財政課未来づくりグループ（担当 渡辺、福本）

〒099-6592 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 318 番地

電話：01586-2-5862 FAX：01586-2-2511

Eメール：kikaku@town.yubetsu.lg.jp

Eメールの件名は「湧別町学生寮（兼）宿泊施設管理運営業務委託仕様書に関する提案書等」とすること。

(8) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、軽易な誤りを除き、提案書等の内容を変更することはできない。  
また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1社につき1つとし、複数の提案は認めない。

ウ 提案団体の本業務の従事制限

従事者は1つの提案にのみ参加することとし、複数の提案に参加することは認めない。

エ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町が業務上必要な場合、提案書等の内容を本町が無償で可以使用することとする。なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

オ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

カ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退する旨の書面を提出すること。

12. 選考方法についてプレゼンテーションの実施

(1) 選考方法

ア 企画提案書及びプレゼンテーションの内容により受託候補者の選定を行う。

イ 選考は、湧別町学生寮（兼）宿泊施設管理運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記記載の（3）に掲げる評価項目及び評価事項に基づいて採点し、順位を決定する。

ウ 選考の結果、選定委員の合計点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が2以上ある場合は、受託希望金額がより低い者を受託候補者とする。

なお、評価点が満点の50%に満たない場合は、提案者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーション審査は次のとおり実施する。

ア 日時：令和7年12月9日（火）（予定）

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

イ 実施場所：湧別町上湧別コミュニティセンター（湧別町上湧別屯田市街地 318 番地）  
2 階大会議室

ウ 実施内容：一社につき、準備 5 分以内、プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分  
程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間帯を短縮することがある。

エ 会場設営

スクリーン、プロジェクター設置については事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

オ 出席者

3 名以内とする。なお、本業務に携わる予定者を含めることとし、その者が企画提案について説明すること。

カ その他

プレゼンテーションの実施順序については、企画提案書の受理順とする。

(3) 評価項目及び評価基準

| 評価項目    | 評価の観点                                       | 配点  |
|---------|---------------------------------------------|-----|
| 実施体制    | 業務を適切かつ確実に実施できる職員の配置体制が整っているか。              | 20  |
|         | 同種業務の実績を有しているか。                             | 10  |
| 管理・清掃業務 | 施設の維持管理を効率的に実施することができる管理体制となっているか。          | 10  |
|         | 防犯及び防災に関する取り組みが、具体的に計画されているか。               | 5   |
|         | 日常の清掃計画が、衛生的な環境を確保できるよう計画されているか。            | 10  |
| 食事提供業務  | 寮生が毎日健康的に生活することができるよう献立に工夫がされているか。          | 10  |
|         | 食材調達や調理に食品ロス対策の工夫がされているか。                   | 10  |
| 宿泊者受入業務 | 寮生の生活に支障を与えることなく、一般宿泊者を受入れることができる体制となっているか。 | 10  |
| 宿泊料収納業務 | 公金である宿泊料を適切に管理することができるか。                    | 5   |
| 価格      | 事業費が適正に積算されているか。                            | 10  |
| 合計      |                                             | 100 |

|   | 審査区分     | 配点基準   |
|---|----------|--------|
| A | 大変優れている  | 配点×1.0 |
| B | 優れている    | 配点×0.7 |
| C | 普通       | 配点×0.5 |
| D | 劣っている    | 配点×0.3 |
| E | 極めて劣っている | 配点×0.1 |

13. 選定結果の通知及び公表

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

受託候補者に選定された旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者の選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果湧別町ホームページで公表する。

14. 契約の締結

受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積額が町において設定する予定価格の範囲内であることを確認したうえで本業務委託の契約を締結する。

15. 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

16. 問い合わせ先

上記「11. (7) 提出先」と同じ